

平成26年度あさひが丘学園事業計画

1. 経営理念と経営の基本方針

(1) 経営理念

「共生と共創」(知的障害を持つ人々と共に生き、共に創る社会をめざす)

- ①知的発達障害を持つ人の基本的人権を尊重し、その人なりの自己実現を図り、より豊かな人生を送ることができるよう支援する。(エンパワメント)
- ②利用者の主体性を尊重し、本人・家族の期待に応えられるよう努める。
(主体性尊重)
- ③地域社会のなかの重要な社会資源であることを認識し、常に開拓的精神をもって地域福祉の向上に寄与する。(フロンティア精神)
- ④本人・家族・職員の幸福な人生に寄与するために安定した施設経営に努める。
(安定経営)

(2) 経営の基本方針

経営理念を実現するために、以下の基本方針に基づいて福祉サービスの提供を行う。

- ①利用者の健やかな成長・発達を願い、個々のニーズに応じた適切な支援を行う。
- ②利用者が健康で快適な生活を送ることができるよう、常に清潔で安全な生活環境を保つよう努める。
- ③利用者の自己決定権を尊重し、その権利を行使しうる環境づくりに努める。
- ④利用者は地域社会の一員であるということを認識し、社会参加の機会をできるだけ多く確保するよう努める。
- ⑤施設は地域社会の中の一社会資源であるということを自覚し、地域福祉サービスの推進に積極的に取り組み、地域福祉の向上に寄与する。
- ⑥職員は自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、専門的支援技術の向上を図る。

2. あさひが丘学園の事業

(1) 障害児入所施設あさひが丘学園

(入所40名・短期入所4名・知的障害児自活訓練事業)

(2) 障害者支援施設あさひが丘

(施設入所支援40名・生活介護75名・短期入所4名・日中一時支援)

(3) 地域生活支援センターあさひが丘

①こどもサポートセンター我路

(児童発達支援20名・放課後等デイサービス20名・保育所等訪問支援・日中一時支援)

②ワークショップあすもね(就労継続支援B型20名)

③ヘルパーステーションとわ(居宅介護・行動援護・移動支援)

④グループホームあさひが丘(介護サービス包括型共同生活援助6ホーム・34名)

⑤あさひが丘相談支援センター(指定一般・特定・障害児相談支援事業)

(4) ガーデンキッズセルク(児童発達支援10名・保育所等訪問支援)

(5) ガーデンキッズトリア

(児童発達支援10名・放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援)

(6) ガーデンキッズマルヤ(認可外保育所員15名)

3. 今年度の重点目標と具体的取り組み

平成26年4月から障害者総合支援法における障害支援区分への見直しやグループホームとケアホームの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが行われることになっている。また、平成27年度は報酬改定と第5期障害福祉計画の策定が予定されている。今後の制度改正の検討状況を見極めながら、今年度は下記の事項を重点目標に掲げ事業を推進する。

(1) 組織間連携の充実を図る

- ① チーム内、チーム間、部門間、事業所間の情報共有システムを構築する。
- ② チーム会議の内容にばらつきが出ないように協議事項の統一化を図る。
- ③ 全職員が年1回以上、他部門での体験研修を行うことや、仕事以外の交流の機会をつくるなどして意識の共有化を図り、組織としての一体感を醸成する。

(2) 人材育成の充実を図る

- ① 職員の自発的な研修・見学の希望を把握し、それらを参考にして、全職員が年1回以上、何らかの研修、見学の機会を得られるようにする。
- ② 新人職員と指導役の先輩職員のペアを作り、業務内容のスムーズな習得を図るとともに、新人職員が業務内外のいろいろな相談を気軽に行える体制をつくる。
- ③ 園内研修において、年2～3回程度、職員の実践報告の場を作り、専門性の向上を図る。
- ④ 質の高い人材を採用するために学生向けパンフレットを作成するなどして、採用活動の強化を図る。

(3) リスクマネジメントへの取り組みを強化する

- ① 日々の業務における事故防止への職員の意識を高める。今年度は特に服薬に関する事故を起こさないようにする取り組みを強化する。
- ② リスクマネジメントの手法を学ぶ機会を設け、トータルなリスクマネジメントシステム作りに取り掛かる。
- ③ 万一の災害に備えて、飲料水、食糧、寝具等の備蓄品を計画的に準備する。

(4) 地域社会に向けての取り組みの充実を図る

- ① 児童発達支援センターにおいて未就学児の療育体験日を定期的に設けるとともに、保健センターや近隣の幼稚園・保育園と連携して発達障害や子育てに関する相談会を実施する。
- ② 学園主催の地域イベントを開催したり、施設開放、清掃活動等の地域貢献活動を積極的に行い、地域社会における認知度を上げる。
- ③ 学園の運営や活動を理解し、協力していただけるような地域の協力者を増やし、学園と地域社会とのつながりを太くするように努める。

(5) 新事業の円滑な運営と新たな事業展開のための施設整備を行う

- ① 児童発達支援事業所ガーデンキッズトリアの着実な運営を行う
- ② 新たなグループホーム（定員8名）の着実な運営を行う

- ③ 平成27年9月開始をめざし、乗馬療法の計画的な準備を行う。
- ④ 現在、県に申請中の小規模グループケア施設の整備要望が認められた場合、障害児入所施設の新築工事及び既存施設の一部改築工事を行う。
- ⑤ 教育棟の一部改築を行い、「ギャラリーあさひが丘」（仮称）を設置する。

4. 通常の事業内容

【障害児入所施設あさひが丘学園・障害者支援施設あさひが丘】

(1) 個別支援計画の作成

利用者の個別ニーズの的確な把握とそのニーズに応じたサービスの提供が行えるような専門的支援技術の向上を図る。

① 個別支援計画作成のための個別研修を実施する

個別支援計画作成能力を高めるためにすべての直接処遇職員に対して実施する。

i. 研修指導者について

研修指導者は支援課長・生活統括・日中統括の児童発達支援管理責任者ならびにサービス管理責任者とする。

ii. 個別研修の実施期間について

5月～7月とする。研修対象ケースならびに職員の割り振り、実施日等は研修指導者が協議し作成する。

② 個別支援計画事例検討会議を実施する

各職員の個別支援計画作成能力をさらに高めるために、10月～2月の間に毎月1回、個別支援計画事例検討会議を実施する。

進行担当責任者は、統括施設長とする。また、担当月のチーフおよび発表者は、進行担当統括主任と協議のうえ会議の論点を明確にするとともに、関係部署に会議内容を周知（資料の事前配布等）し活発な議論ができるように配慮する。

(2) 日常生活支援

- ① 児童部A B棟、C棟、成人部1寮、2寮の4つの生活単位（各棟20名）に分かれ、日常生活支援を行う。（生活棟の編成については別紙参照）
- ② 利用者が健康で、快適な生活を送ることができるよう、清潔な環境づくりに努めるとともに、利用者個々の生活スタイルをできる限り尊重するよう配慮する。
- ③ 利用者が常に清潔な服装を身につけ、また、髪、爪、髭等の整容への支援を適切に行うことにより、利用者の身だしなみが整うよう支援する。
- ④ 虫歯や歯肉炎の治療、歯石除去、毎食後の歯磨き等を確実にすることにより、口腔内の状態を清潔に保つ。
- ⑤ 児童部においては、社会的自立の基礎となる基本的な生活習慣の確立を目指し、生活の場で個々の利用者の発達レベルに応じた日常生活動作訓練を行う。
- ⑥ 利用者自治会の活動がより活発なものになるように、また、学園運営に利用者の希望、要望をできるだけ取り入れられるよう活動支援を行う。
- ⑦ 利用者個々の趣味・嗜好に応じた居室作りを行い、居室での生活が快適に過ごせるように支援する。
- ⑧ 清掃業務員と連携し、棟内の美化、居室の整理整頓に努める。また、消臭・消毒機を適宜使用し、居室・洗面所・トイレ等の消臭や感染症に対する消毒を行い、生

活スペースを衛生的に保つ。

- ⑨ 嗜好調査の実施や給食意見箱の活用、利用者自治会での意見交換等を通じて利用者のニーズを把握し、食事の満足感と栄養価のバランスを考えた食事提供を行う。また、楽しい雰囲気でおいしい食事がとれるような環境づくりを行う。

(3) 日中活動支援（生活介護事業）

- ① 成人部入所・通所者および児童部在園者（学校卒業生）は、生産活動系（日中1科）、生活介護・創作系（日中2科）、生活介護・療育系（日中3科）、生活介護・リハビリ系（日中4科）の4グループに分かれ、それぞれ目的に応じた日中活動プログラムを実施する。（日中活動の内容、担当者、人数等については別紙参照）
- ② 保護者に対して日中活動参観を年2回実施する。活動の様子を実際に見て、体験してもらうことはもちろん、写真や映像等を活用し、参観で見ることのできない活動の様子についても説明するなどして内容の充実を図る。
- ③ 利用者の状況、ニーズに応じて施設外の福祉的就労事業所、一般事業所等で実習を行う。
- ④ 利用者一人ひとりの創作活動の幅を広げる。新たな創作・芸術活動への取り組みや各活動科間で交流体験の機会を設け、新しい作業の体験や個々の能力を引き出せるように支援する。
- ⑤ レクリエーション活動の充実を図る。現在の活動内容を見直し改善や工夫に努める。また、新たなレクリエーション活動を検討し、利用者一人一人が楽しめる活動を提供する。
- ⑥ 運動活動を多く取り入れる。運動プログラム及びリハビリテーションを通して適度な運動、身体機能の維持・向上を図る。

(4) 余暇活動支援

- ① 利用者の生活に潤いや楽しみを持たせるため、年間計画を策定し、行事を計画的に実施する。
- ② 日中活動及び児童部AB棟・C棟別に個人又は小グループごとの買物外出を実施する。
- ③ 音楽・スポーツ・芸術・遊遊・生活の5つのクラブ活動を月1回実施する。
- ④ 外部講師による音楽療法、アニマルセラピーを週1回実施する。
- ⑤ 余暇調査の実施や意見箱の活用、利用者支援委員会と協力して情報提供や意見交換などを通してニーズにあった余暇提供を行う。
- ⑥ 利用者一人ひとりの年齢や発達段階に応じた丁寧な生活支援を行うとともに平日の余暇支援について充実させ生活にうるおいを持たせる取り組みを行う。
- ⑦ 休日の余暇支援について、外部のボランティア等の協力を得て余暇支援の充実、改善を図る。

(5) 健康・衛生に関する支援

- ① 嘱託医診療を月1回実施し、利用者の健康管理に努める。
- ② 内科検診（年2回）、レントゲン検査（年1回）を実施する。20歳以上の利用者については、生活習慣病等に対して適切に対応するために健康診断（胸部レントゲン・心電図・採血・身長・体重・腹囲・視力・聴力・内診）を実施する。
- ③ 口腔保健センターの協力を得て、歯科治療、歯科検診、訪問歯科診療を実施す

る。

- ④ 抗てんかん薬服用者の脳波検査・血液検査（年2回）を実施する。
- ⑤ 精神安定剤服用者については、精神科医と十分に連携を保ち情緒安定を図る。
- ⑥ 入浴は毎日行い、清潔を保つ。また、必要に応じて身長・体重・血圧測定を行う。
- ⑦ 利用者の健康保持・増進に資するため、季節により体操、ランニング、ウォーキング等を適宜行う。
- ⑧ 月1回程度、理美容を実施する。地域の理美容店に行けない利用者については、訪問理容（月1回）で散髪を行う。
- ⑨ 健康管理マニュアル・投薬管理マニュアルを活用し、誤与薬を防止する。
- ⑩ 健康管理記録票の活用により、利用者の健康管理に関するデータを整理する。
- ⑪ インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症に対しては、感染症対策マニュアルを活用し適切に対応する。

（6）地域生活支援

- ① 生活介護事業（定員35名）による在宅障害者の受け入れ
- ② 短期入所事業（定員8名）の実施
- ③ 日中一時支援事業の実施

（7）人権擁護活動

- ① 利用者支援委員会を中心として、利用者に対する人権擁護の取り組みを推進する。
- ② 県知的障害者福祉協会が推進する人権侵害ゼロへの誓いの署名・掲示、人権侵害防止チェックリストによる定期的チェック、人権侵害防止に関する改善シート等の活用を図り、利用者に対する人権擁護の推進を図る。

（8）自立生活支援

- ① 児童部に在籍する18歳以上の入所者について障害者支援施設等への移行を図る。本人・家族との個別面談や施設見学等を実施し、スムーズに移行できるよう支援する。
- ② 児童部に在籍する入所者で特別支援学校高等部生について、本人や保護者の意向を確認したうえで進路検討会を実施し、学校とも意見交換の場を持ちながら卒業後の進路についての支援を行う。
- ③ 地域生活への移行が可能と思われる入所者については、自立訓練棟あしたば館を活用し、地域生活移行に向けての自立生活支援を行う。

【地域生活支援センターあさひが丘】

（1）こどもサポートセンター我路

○児童発達支援

- ① 活動を通して、友達とのかかわりや社会性・ルールを身につけられるように取り組む。
- ② 日常生活における食事、排泄着脱等の基本的動作の支援・情緒の安定と運動機能の発達支援・集団生活に適応するための支援を行う。
- ③ 個別の療育計画に基づき個々にあった療育・K式発達検査を行い、発達段

階を正確に診断する。

- ④ 保健センターで開催される総合発達相談会やわくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。

○放課後等デイサービス

- ① 利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行う。
- ② 活動を通して友達とのかかわりや社会性・ルールを身につけられるように支援する。
- ③ 遊び以外に、基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（着脱衣・排泄介助等）を行う。

○保育所等訪問支援

利用者が並行して通う保育園、幼稚園等と連携をとり、療育の充実を図る。

○日中一時支援

自宅で日常生活を送れるよう日中、利用者を一時的にお預かりし、レクリエーション・遊び・生活体験等の活動の場所を提供し、障害をもつ方やご家族が地域でよりよい生活を送ることができるよう支援する。

(2) ワークショップあすもね（就労継続支援 B 型）

- ① 利用者を受け入れる体制を整え、働く喜びや自分の役割意識を持てるような取り組みを行う。
- ② 内職作業（箱折り、建設資材の組み立て等）や屋外作業（公園清掃委託作業、ペプシコーラ委託作業、はっぴいえコプラザ等）に取り組み、利用者に毎月、工賃を支給する。
- ③ 毎月平均10,000円以上の工賃を支給できるように、作業種を拡大し利用者の意欲向上に努める。
- ④ 利用者の状況、ニーズに応じて施設外就労の提供や就労に向けての支援を行う。
- ⑤ 活動を通し、地域の方とのかかわる機会を得るとともに、月に1回、施設周辺の空き缶、ごみ拾いを実施する。

(3) ヘルパーステーションとわ

自宅などで生活している障害児・者が、持っている力に合わせて自宅での日常生活や地域生活を送れるよう心身の状況やおかれている環境に応じて、次のようなサービスを行う。

○居宅介護

- ① 身体介護…入浴・排泄・食事・衣類着脱・その他必要な身体の介護。
- ② 家事援助…調理・衣類の洗濯及び補修、部屋の掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事に関する援助。
- ③ 通院介助等…屋内外の移動その他受診に必要な身体上の介助。

○行動援護

対応の難しい行動があるために常に介護が必要な障害児・者の外出の際、危険を避けるための対応や、移動中の介護、排泄や食事等のその他の必要な援助を行う。

○移動支援

自宅などで生活している障害児・者の中で、ひとりでの外出に困難がある方に対し、目的に応じた外出の支援を行う。

(4) グループホームあさひが丘（介護サービス包括型共同生活援助事業 花梨5名・つばさ丸5名・くるみ5名・四郎丸8名・ももか4名・とんぼ丸8名 計34名）

- ① 自立を目指し、地域において共同して日常生活を送れるよう、ひとりひとりの心身の状態や環境に合わせて、共同生活の住まいにおいて食事の提供・日常的な相談その他の生活上の支援を行う。
- ② 就労先や福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、利用者のニーズに応じた支援を行う。
- ③ 地域との交流を促進し、地域住民にグループホーム利用者について理解してもらうに努める。
- ④ 各ホームの自治会会合や行事に、職員と利用者で参加したり、地域の行事にも積極的に参加したりすることで、地域の方々に利用者の事を知っていただく。

(5) あさひが丘相談支援センター

○一般相談支援

「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。「地域移行支援」は、施設や病院に長期入所していた方が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。「地域定着支援」は、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行う。

○特定相談支援

障害者等が障害者福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行う

○障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する際に、障害児支援利用計画書を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

【ガーデンキッズマルヤ・セルク・トリア】

(1) ガーデンキッズマルヤ（認可外保育所）

- ① 開園日時：月曜日～土曜日 8時～18時

早朝保育時間 7時30分～8時 延長保育時間 18時～19時

- ② 利用定員 15名
- ③ ガーデンキッズマルヤは生後2か月から就学前までの児童を対象とし、一人ひとりの個性を大切に、お子様の健全育成、児童家庭福祉に寄与する事を目的とした認可外保育園である。
- ④ 月極め保育と共に一時預かり保育の実施を行う。

- ⑤ 明るく元気にあいさつが出来る子・ごめんなさい、ありがとうと言える素直な子、友達を思いやる優しい子・良く考え、最後までやりとげる頑張る子の保育方針でカリキュラムを作成し実施する。
- ⑥ 工作・体操・数あそび・文字あそび・リトミック・季節のあそび・誕生会等を、日々の活動の中に取り入れ保育を行う。
- ⑦ 排泄・食事・睡眠・着脱・清潔等の生活の自立を目指し、個々の年齢に応じたきめ細やかな保育を行う。
- ⑧ 身体測定を月1回実施する。
- ⑨ 避難訓練を月1回実施する。
- ⑩ 個別面談を年1回実施する。
- ⑪ 内科健診を年2回実施する。
- ⑫ 日中一時支援事業を実施する

(2) ガーデンキッズセルク (児童発達支援事業)

- ① 開所日時：月曜日～土曜日 午前の部10時～12時 午後の部15時～17時
- ② 利用定員 10名
- ③ ガーデンキッズセルクは、生活や遊びを通して子どもの持っている力を引き出すことと、子どもが人との関わりや地域の中でのびのび、生き生きと成長できることを目的とした児童発達支援事業である。
- ④ 生活していくのに必要な身の回りのことが自立できるよう支援・アドバイスを行う。
- ⑤ 個別の療育計画に基づき個々に合った療育を行う。
- ⑥ 屋内・屋外での遊びを通して社会性やルールを学べるようにする。また、集団の中で良好なコミュニケーションを身に付けられるよう努める。
- ⑦ 得意な事を見つけ、自信が持てるよう働きかけを行う。
- ⑧ K式発達検査を用い発達段階を正確に診断する。
- ⑨ 発達障害等の特性を評価し、ご家族の方とともに、個別の療育計画を作成し、専門スタッフがアプローチを行う。
- ⑩ ご家族の方がお子さんの状態を適切に受け入れられ、正確に理解できるようにサポートを行う。
- ⑪ お子さんの成長を共に喜びあえるよう、ご家族の方の悩みや困り事の相談に応じる
- ⑫ 定期的に、臨床発達心理士・言語聴覚士・理学療法士等の専門職が活動に参加し、発達段階のチェックや、職員へのアドバイスを行う。
- ⑬ 避難訓練を月1回実施する。
- ⑭ 合同保護者会を年4回実施する。
- ⑮ 合同保護者懇親会を年2回実施する。
- ⑯ 個別面談を年2回実施する。
- ⑰ 保育所等訪問支援を実施する。

(3) ガーデンキッズトリア (児童発達支援事業)

- ① 開所日時：月曜日～金曜日
児童発達支援事業10時～14時 放課後等デイサービス14時～18時
- ② 利用定員：10名
- ③ ガーデンキッズトリアは、運動遊び、音楽遊び等、子どもたちが親しみやすい活動

を取り入れながら、お子さんの持っている力を引き出すことを目的とした児童発達支援事業である。

- ④ 活動を通して、友達とのかかわりや社会性・ルールを身に付けられるよう取り組みを行う。
- ⑤ 日常生活における食事、排泄、着脱等の基本的動作の支援を行う。
- ⑥ 情緒の安定と運動機能の発達支援を行う。
- ⑦ 集団生活に適応するための支援を行う。
- ⑧ 個別の療育計画に基づき個々にあった療育を行う。
- ⑨ K式発達検査を行い発達段階を正確に診断する。
- ⑩ 発達障害等の特性を評価し、ご家族の方とともに、個別の療育計画を作成し、専門スタッフがアプローチを行う。
- ⑪ ご家族の方がお子さんの状態を適切に受け入れられ、正確に理解できるようにサポートを行う。
- ⑫ お子さんの成長を共に喜びあえるよう、ご家族の方の悩みや困り事の相談に応じる
- ⑬ 定期的に、臨床発達心理士・言語聴覚士・理学療法士等の専門職が活動に参加し、発達段階のチェックや、職員へのアドバイスをを行う。
- ⑭ 避難訓練を月1回実施する。
- ⑮ 合同保護者会を年4回実施する。
- ⑯ 合同保護者懇親会を年2回実施する。
- ⑰ 個別面談を年2回実施する。
- ⑱ 保育所等訪問支援を実施する。
- ⑲ 放課後等デイサービスを実施する。

5. 職員の職務内容について

(1) 職員体制

	園長	副園長	サビ管	支援員	保育士	看護師	栄養士	専門職	事務員	業務員	計(延数)
あさひが丘学園	1	1	1	7	11	1	1	—	1	—	23
あさひが丘			2	37	—	1	—	2	5	48	
我路	1 (兼務)	1	1	6	6	—	—	2	2	1	19
とわ			—	3	—	—	—	—	—	—	3
グループホーム			2(兼務)	10	—	—	—	—	—	—	11
あすもね			1	3	—	—	—	—	—	—	4
相談支援			—	1	—	—	—	—	—	—	1
マルヤ	1 (兼務)	—	—	—	2	—	—	—	—	2	
セルク		—	1	—	3	—	—	2	—	4	
トリア		—	1	3	2	—	—	(兼務)	—	6	
計(実数)	1	2	8	70	24	2	1	2	5	6	121

*上表は、各職種の所属別（あさひが丘学園、あさひが丘、我路、とわ、グループホーム、あすもね、マルヤ、セルク、トリア）の員数を示したもので、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は、あさひが丘学園（統括主任）、あさひが丘（生活統括主任・日中活動統括主任）、我路（我路チーフ）、グループホーム・就労継続B（地域統括主任・グループホームチーフ）、セルク（セルクチーフ）、トリア（トリア

サブチーフ) が当たる。

*専門職は、臨床発達心理士、理学療法士。

*この他に、嘱託医が2名いる。

(2) 記録について

- ① 利用者アセスメント票
- ② 個別支援計画
- ③ モニタリング記録票
- ④ 年間活動計画 (生活棟・日中活動・委員会・地域支援室)
- ⑤ グループ記録 (生活棟・日中活動・クラブ活動・児童デイ)
- ⑥ ケース記録
- ⑦ 看護衛生日誌
- ⑧ 基本的生活習慣の状況把握
- ⑨ 日常生活動作能力評価表
- ⑩ 作業能力評価表
- ⑪ 事務日誌
- ⑫ 家庭通信
- ⑬ 各種報告書 (職員会議・チーフ会議・チーム会議・委員会・研修・事故・所在不明・ヒヤリハット・行事・避難訓練他)
- ⑭ 人事評価に関する提出書類 (人事評価表・新任職員行動チェックリスト)

*すべての記録について、パソコンで作成することを原則とし、業務の効率化と情報の共有化を図る。

(3) 会議等

- | | |
|---------|---------------------------|
| ① 職員朝礼 | 毎日 (引き継ぎ) |
| ② 職員会議 | 毎月1回 |
| ③ チーフ会議 | 2ヶ月に1回 (生活棟・日中活動チーフで実施) |
| ④ チーム会議 | 2ヶ月に1回 (生活棟・日中活動チーム単位で実施) |
| ⑤ 各委員会 | 定例開催、随時開催→別紙「委員会体制」 |
| ⑥ ケース会議 | 処遇困難事例について必要に応じて開催 |

(4) 業務の実施と円滑化・省力化・効率化について

- ① 利用者支援をはじめとする各業務は「サービスマニュアル集」の各マニュアルに沿って行う。サービスマニュアル集は全職員に配布しており、各職員へのマニュアルの周知徹底を図るとともに、必要に応じてマニュアルの見直しや新たなマニュアルの作成を行う。
- ② データベースソフト (ブレインメーカー) を活用し、文書管理体制を確実なものにするるとともに、社内メール機能を活用して組織内の情報伝達機能の充実を図る。
- ③ 『あさひが丘学園エコプロジェクト』として、「無駄な電気、水道、燃料を使わない」「無駄なコピー、印刷をしない」「急発進、急ブレーキ、急加速、不要なアイドリングをせずにエコ運転に努める」等を意識し、環境保全と経費節減に取り組む。

(5) 職員研修・人事考課制度について

- ① 日本・九州・鹿児島各知的障害者福祉協会主催の各種研修会及びその他の研修会に積極的に参加する。外部研修に参加した職員は、職員会議で研修内容についての

報告を行う。

- ② 通信教育、資格取得等の自主研修に積極的に取り組む。日本知的障害者福祉協会が行う「知的障害援助専門員養成通信教育」の受講者には、受講奨励金を交付し、通信教育の受講を奨励する。
- ③ 園内研修を毎月の職員会議時に実施する。また、職員会議に出席できなかった職員には録音や録画で研修を受講できるよう配慮する。(研修内容については別紙参照)
- ④ テーマ別研修を年3回実施する。(研修内容については別紙参照)
- ⑤ 1年目の職員に対しては新任職員行動チェックリストおよび育成面接を年3回行う。2年目の職員に対しては同様に年2回の育成面接を行い、新任職員の育成を図る。育成面接はチーフとアドバイザーが事前協議を行い、新任職員へのアドバイスのポイントを明確にしたうえで行う。新任職員への育成面接には管理職がアドバイザーとして同席する。
- ⑥ 3年目以上の職員に対して人事考課および結果面接を年2回実施し、職員の資質向上を図る。人事考課を実施する際は、その精度を高めるためにチーフ以上の職員が参加し、人事考課検証会議を実施する。
- ⑦ チーフ及びサブチーフについてリーダーシップ研修を年1回実施する

(6) 福祉教育

- ① 他の療育機関、施設等との連携を保つ。必要に応じて職員の相互派遣を実施し、これらの機関との連携を密にする。
- ② 大学・短大・専門学校、他施設等の実習・研修生の受け入れを行い、人材育成に寄与する。また、特別支援学校高等部実習生や中学校職場体験実習の受け入れも行う。
- ③ ボランティアの受け入れ、育成や地域住民との交流に積極的に取り組む。

(7) 広報活動

- ① 法人機関紙「落穂会だより」を年4回発行し、内容の充実に努める。
- ② ホームページを適宜更新し、広く社会に向けて情報を発信する。(<http://www.ashigaokagakuen.jp/>)

(8) その他

- ① 交通事故、違反等のないよう安全運転に努める。公用車運転中はもちろんのこと、通勤、私用で運転する際も安全運転を心がける。また、安全運転講習会を計画的に実施する。
- ② 提出物(日誌等記録・報告書・各種届)や出勤簿の捺印、納入金等の提出期限を確実に守る。

6. 環境整備・安全管理

(1) 環境整備

- ① 清潔・快適・安全な環境で生活するために、園内外の整理整頓、清掃に努め、利用者に快適な生活環境を提供する。
- ② 修繕・修理の必要な箇所については迅速に対応する。

(2) 安全管理

- ① 危険個所のチェック・改善等を行い、安全な環境づくりに配慮する。

- ② 事故が起こった場合は必ず事故報告書に記録し、事故状況について職員間で情報共有を図るとともに、事故原因を分析すること等により今後の事故防止に役立てる。
- ③ ヒヤリハット報告書を活用し、事故につながる事例の収集を行い、事故防止に役立てる。
- ④ 避難・消火訓練（毎月）、防災設備点検（年2回）、総合防災訓練（年2回）、不審者対応訓練（年1回）を行う。

7. 保護者・地域社会との連携・交流

(1) 保護者との連携

- ① 本人・保護者・施設は三位一体であるとの観点から、保護者との連携を十分に図る。
- ② 面会、外出、一泊帰省、長期帰省、学園行事への参加等を通して本人と家族との関わりが薄くならないように配慮する。外出・帰省については、基本的に本人・家族の要望により行うが、家庭事情により配慮しなければならないケースについては、個別に相談を行う。
- ③ 利用者の学園での様子を家庭に伝えるために、家庭通信（年3回）を送付する。
- ④ 保護者職員研修会、保護者職員懇談会、保護者会総会、役員会等を通じ保護者との連携を密にする。
- ⑤ 個別相談（年3回）、日中活動参観（年2回）を設け、本人・家族の意見、要望等を聴く機会とし、可能な限り利用者の個別支援計画に反映させる。
- ⑥ 保護者会のボランティア活動（年2回）をバックアップし、利用者支援の充実を図る。

(2) 地域社会との交流

地域の行事（運動会・夏祭り等）に積極的に参加すると同時に、学園行事（バザー・YPOコンサート等）にも地域の人々に参加してもらい、地域社会との交流を図り、施設及び利用者について理解してもらうよう努める。